

議案第 3 号

電子署名を要しない電子情報処理組織を使用する申請等の
指定に関する告示について

電子署名を要しない電子情報処理組織を使用する申請等の指定に
関する告示を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 17 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第9号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第4項ただし書の規定により、平成17年沖縄県教育委員会告示第 号で公示した手続等を、同項ただし書に規定する申請等に指定する。

平成17年 月 日

沖縄県教育委員会

委員長 玉 城 昭 子

概 要 説 明

総 務 課

1. 制定の経緯及び必要性

(1) 制定の経緯

国が「電子自治体」を推進する中、沖縄県でもこれまで紙によって行われていた様々な手続をインターネット上で行える「電子申請」システムを採り入れ始めている。

電子申請システムを稼働させるにあたり、以下の関係条例等が整備された。

ア. 沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（沖縄県条例第 34 号）

イ. 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年 沖縄県規則第 54 号）

ウ. 沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年 沖縄県教育委員会規則第 9 号）

→ウの沖縄県教育委員会規則では、「知事の規則の規定の例による」としており、イの知事部局の規則と同様の取り扱いを行うこととしている。

現在は、沖縄県のホームページより知事部局及び労働委員会関係の計三種類の電子申請手続が出来るようになっている。

このような流れの中で、今回これまで紙で行われてきた公文書開示請求手続を電子申請システムでも可能とし、近日利用開始予定である。

(2) 制定の必要性

通常電子申請システムで行政手続を行う際、県民は、申請者本人を確定するため電子署名を付与することが義務づけられている。しかしこの知事規則で「知事が指定する申請等についてはこの限りではない」とされており、指定された申請については電子署名を行わなくてもよいとされている。

公文書の開示については、沖縄県情報公開条例で「何人も（中略）公文書の開示を請求する事ができる」と謳われており、明確な本人確認は必ずしも必要は無いと解され、従って沖縄県教育委員会が指定する申請として当該手続を公示する必要がある。

2 案の概要

この知事規則第 4 条ただし書きの「知事の指定する申請等」の例により、この告示において公文書開示請求を「沖縄県教育委員会の指定する申請等」に定め、申請者が電子署名を行わなくてもよい行政手続に指定する。

この指定をすることで、県民はより気軽に公文書開示を請求できる。